

平成 30 年度 旅行業務取扱管理者定期研修

岐阜市会場 受講案内

一般社団法人 全国旅行業協会

この研修は、改正旅行業法（平成 30 年 1 月 4 日施行）第 11 条の 2 第 7 項に基づき、実施されるものです。新たな旅行業法では、旅行業者及び旅行業者代理業者は、選任された旅行業務取扱管理者について、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を 5 年ごとに受けさせなければならないと規定され、受講修了していない場合は、更新登録の拒否事由に該当することになります。

ただし、経過措置が設けられ、平成 32 年 3 月 31 日までの間に旅行業登録の有効期間の満了日の 2 か月前を迎える旅行業者であって、更新登録の申請までの間に定期研修を受講できない場合には、同日までに確実に研修を受講する旨の誓約書を登録行政庁に提出し、研修修了後に修了証書を届け出ることになります。

1. 受講資格

旅行業者又は旅行業者代理業者の営業所において、旅行業務取扱管理者として選任されている者（選任見込の者を含む。）旅行業務取扱管理者の総合・国内・地域限定の別はありません。

なお、今回の研修では、一時期に受講希望者が集中するおそれがあることなどから、観光庁の通達により、平成 32 年 3 月 31 日までの間に、旅行業登録の有効期間の満了日の 2 か月前となる旅行業者又は当該旅行業者に所属する旅行業者代理業者の受講を優先とします。

直近 5 年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者は、受講の必要はありません。

2. 開催期日及び会場

(1) 研修日 平成 30 年 12 月 20 日（木）

(2) 会場 OKBふれあい会館
(岐阜県岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 53 号)

J R・名鉄「岐阜駅」より岐阜バス「OKBふれあい会館行」乗車

「OKBふれあい会館」下車（所要時間約 25 分）

公共交通機関を利用のうえご来場ください。また、会場施設に直接問合せるとは、堅くお断りします。

(3) 受講定員 120 名

3. 受講手続

(1) 当協会所定の受講願書を使用し、正確に記入のうえ、下記(2)まで提出してください。なお、同一事業者が複数名で申込みする場合も1名につき1通作成してください。

(2) 願書提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂4-2-19

赤坂シャスターストビル3階

一般社団法人 全国旅行業協会 定期研修係

(注1) 受講願書及び受講料を完備した者から先着順に受理します。ただし、定員を超える場合は、上記「1. 受講資格」により受講の優先順位を考慮することがあります。

(注2) 郵便局の窓口より必ず「簡易書留郵便」で郵送してください。

(注3) 受講者が複数名の場合は、ご担当者が全員分を取りまとめて提出してください。

(3) 申込受付期限

平成30年11月16日(金)までの郵便消印があるものに限りです。

定員に達したときは、申込期間中であっても、受付を終了します。

(4) 受講料及び納付方法

受講料：12,000円(教材費込)

納付方法

下記の指定口座に受講料を振込み、願書の所定欄に納付証明書を貼付してください。ネットバンキングで振込まれた場合は、「振込明細票等」の受講料振込みの確認ができるものを受講願書に添付してください。

振込先口座：三井住友銀行 丸ノ内支店 (普) 1411003

受取人名：一般社団法人 全国旅行業協会 研修受講料口

(注1) 振込手数料は振込人の負担となります。

(注2) 受講者が複数名の場合は、受講料の合計額を一括で振込んでいただいてもかまいません。ただし、受講願書は全員分を取りまとめて提出してください。

(注3) 定員に達した場合は、受講料を返還します。

(注4) 受講願書を受理した後は、いかなる理由があっても、受講料は返還いたしません。

(5) 受講票の交付

受講票は12月4日(火)頃、受講願書に記載された勤務先所在地宛に普通郵便にて発送します。

研修日の7日前になっても受講票が届かない場合は、(一社)全国旅行業協会(定期研修係)までお問い合わせください。

4. 研修科目等

(1) 講義スケジュール(予定)

科目名	時間(例)
旅行業法及び旅行業を巡る諸課題について	10:00～11:10(70分間)
標準旅行業約款について	11:25～12:25(60分間)
貸切バスの安全対策・運賃制度等について	13:25～14:25(60分間)
最近の観光庁の通達等	14:40～15:40(60分間)
質疑応答等	15:50～16:00(10分間)
閉講式・修了証書授与	16:00～16:20(20分間)

研修教材は、当日に配付します。

9時50分までにご着席ください。

研修終了予定時刻は16時20分となります。

(2) 研修当日の持参物

受講票

旅行業務取扱管理者証

筆記用具



第十号様式(第二十七条の七関係)

【見本】

旅行業務取扱管理者証

(写真) 氏名 (年月日生)

所属営業所

(年月撮影)

総合旅行業務取扱管理者
上記の営業所に所属する国内旅行業務取扱管理者
地域限定旅行業務取扱管理者
あることを証する。

(発行日) 年 月 日

旅行者又は旅行者代理業者の氏名又は名称
主たる営業所の所在地
代表者氏名

(印)

(注1) 本人確認を上記の旅行業務取扱管理者証(勤務先の旅行者等が発行)により行いますので、忘れずに持参してください。

(注2) 研修を欠席する場合の連絡や手続は不要です。ただし教材の送付や受講料の返還はいたしません。

(3) 修了証書の交付

研修科目の全課程を受講した者に対して、修了証書を交付します(修了テストの実施はありません)。

(注1) 受講にあたり、運営者又は講師の指示や注意に従わない者、他の受講者の迷惑になる行為をする者には、修了証書を交付しない措置を講ずることがあります。

(注2) 受講願書等に虚偽の記載をするなど、不正が認められるときは、当該者に対して修了証書の返納を求めるとともに、その旨を登録行政庁に通知します。

以上

【定期研修に関する問い合わせ先】



一般社団法人 全国旅行業協会 本部事務局

定期研修係 TEL: 03-6277-8310

(平日 10時～12時及び 13時～17時)

FAX: 03-6277-8331

平成30年度 旅行業務取扱管理者定期研修 受講願書
平成30年12月20日開催 岐阜市会場

フリガナ		性別	生年月日	
氏名		1 男 2 女	1 昭和 2 平成	年 月 日

旅行業務取扱管理者試験の合格番号 (認定者は認定番号)		
1 総合	2 国内	3 地限定

【選任旅行業務取扱管理者の勤務先】

登録番号	観光庁長官 旅行業 第 号 知事登録 旅行業者代理業				
種別	第1種	第2種	第3種	地域限定	代理業
会社名					
所属営業所	営業所			営業所の別	
				1 主たる営業所 2 従たる営業所	
営業所の所在地	〒				
連絡先	TEL (担当)			FAX	
	登録日			有効期間満了日	
1 昭和 2 平成	年 月 日			平成 年 月 日	
旅行業協会への加入状況	1 ANTA 2 JATA 3 未加入				

受講料納付証明書貼付欄

本欄に金融機関の「振込金受取書」(受付日付印のあるもの)又はATM(コンビニ可)の「利用(取引)明細」を裏面全体に糊を付けて貼ってください。

上記の受講料納付証明書は、コピーの貼付を認めます。なお、当協会では領収証の発行は、いたしませんので、納付証明書の原本が必要な方は、本欄にコピーを貼ってください。

ネットバンキングで振込まれた場合は、「振込明細票等」の受講料振込みの確認ができるものを添付してください。

振込手数料は、振込人の負担となります。

受講者が複数名の場合は、受講料の合計額を一括で振込んでいただいてもかまいません。ただし、受講願書は全員分を取りまとめて提出してください。